

パブリックコメント手続の概要

● 政策等の案の公表等

市の基本的な政策等の策定の意思決定を行う前に、その政策等の案と関連資料を公表し、案に対する意見を募集します(市ホームページへの掲載、担当課での閲覧および配布)。

公表するときに、意見等の提出期間、方法および提出先などを明示します。

● 対象となる政策等

次に掲げる市の基本的な政策等の策定が対象となります。

- (1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 大規模な公共施設の設置に係わる計画等の策定及び運営に関する方針の決定又は変更
 - ※ 迅速もしくは緊急を要するものまたは軽微なものは除きます。
 - ※ 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するものは除きます。

● 意見等の提出方法

担当課への書面の持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等により意見等を受け付けます。意見等の提出期間は、原則として30日とします。

意見等の提出の際には、住所および氏名等の明示をしていただきます。

● 意見を提出できる方

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に存する事務所または事業所に勤務する者
- (3) 本市に存する学校に在学する者
- (4) 本市に事務所または事業所を有するもの
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリックコメント手続に係わる事案に利害関係を有するもの

● 提出された意見等の公表

提出された意見およびこれに対する市の考え方ならびに当該政策等の案を修正したときは、当該修正の内容およびその理由をあわせて公表します。

ただし、個人または法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものについては、その全部または一部を公表しません。